

【カナダ】統計法の改正

カナダでは1971年以降、基本調査票（全世帯対象）と詳細調査票（一部世帯対象）を用いた国勢調査が実施されてきた。しかし、2011年の国勢調査において、当時の保守党政権が詳細調査票を廃止し任意回答の全国世帯調査を導入したことで、調査項目の変更、回収率の低下等、統計データの継続性を損なう事態が生じた。自由党政権は2016年の国勢調査において詳細調査票を復活させるとともに、2017年12月12日、改正統計法を成立させた（S.C.2017, c.31）。同法は、カナダ統計局の独立性及び科学的データを重視する視点から、長である首席統計官（Chief Statistician）の権限強化、学識者等から成る統計諮問委員会の新設等を規定している。一方、国勢調査に応じない場合等の罰則については厳しすぎるとの批判があったため、禁固刑を削除し、罰金額の上限も1,000ドル（1カナダドルは約86円）から500ドルに引き下げている。

国土交通課・塚田 洋

・ http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2017_31/page-1.html

【EU】プラスチック廃棄物に関する戦略の公表

欧州委員会は2018年1月16日、「循環型経済におけるプラスチックのための欧州戦略」と題する政策文書を公表した（COM(2018) 28 final）。同文書は、プラスチックの製造が世界的に増加している中で、他の原材料と比較してプラスチック製品の再利用・リサイクル率は低水準にあること、プラスチックの製造や焼却処分がCO₂排出増加の要因となっていること、プラスチックが海洋ごみの8割以上を占め、環境被害だけでなく、観光・漁業・海運分野での経済的損失や、食物連鎖を通じた摂取による人体への影響が懸念されることなどの問題を指摘している。その上で、①プラスチック製品の仕様や分別システムの改善によるリサイクルの促進、②プラスチック廃棄物の削減や投棄防止、③新たな技術開発、施設整備等に対する支援、④国際的な取組拡大のための方策が示されている。また、これらの実施のために今後EUが予定する具体的措置のリストが、同文書の附表に掲載されている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018DC0028>

【EU】ユーロパスに関する制度の改正

EUでは、域内での就業・学習に際し、個人の技能、資格、職業経験等を示すための共通証明書として、ユーロパス（Europass）が2005年から導入され、活用されている。この制度の根拠法令である2004年の決定（Decision No 2241/2004/EC）では、基本履歴書を含む5種類の文書について、記載項目等の書式が定められている。同制度を改正し従来の決定を廃止する、新たな決定案（COM(2016) 625 final）が、2018年3月15日に欧州議会で採択された。決定案では、オンラインサービスの拡充や、教育・雇用分野の他のサービスとの相互連携により、利便性を向上することが目指されている。また、利用者による技能の自己評価や、域内での学習機会等に関する情報提供の機能が追加される。さらに、ユースワーク（青少年向けの社会教育活動）、ボランティア活動、職業上の学習及び実習といった、教育・訓練機関以外の場で習得した技能等も記載できるよう変更がなされる。

海外立法情報課・島村 智子

・ <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P8-TA-2018-0084>

【フランス】近親者の介護を担う同僚への休暇の譲渡

「非自立の又は障害のある近親者の介護を担う同僚のために未取得の休暇を譲渡する制度を創設する 2018 年 2 月 13 日の法律第 2018-84 号」が制定された。被用者は、自ら申請し、雇用主の合意の上で、非自立（要介護）の又は障害のある近親者の介護を担う同僚に、自身の未取得の休暇の全部又は一部を匿名かつ無償で譲渡することができる。譲渡することができるのは、年間の有給休暇（法定年休は 30 労働日）のうち 25 日目以降に当たる休暇である。時間外労働の代休等を貯蓄することができる時間貯蓄口座に割り当てられた休暇は、譲渡することができない。雇用主に休暇中の給与の支払義務がない近親者介護休暇制度と異なり、譲渡された休暇を使用する介護者は、休暇中も給与が支給され、休暇も勤続年数に算入される。なお、フランスでは、2014 年 5 月 9 日の法律第 2014-459 号で、重病の子の親への休暇の譲渡が認められている（本誌 260-2 号（2014 年 8 月）p.27 参照）。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000036596170&categorieLien=id>

【ドイツ】外国の機関及び代表者に対する不敬罪を規定した刑法典の条文を削除する法律

刑法典第 103 条（外国の機関及び代表者に対する侮辱）は、外国の国家元首等への侮辱について 3 年以下の自由刑又は罰金等と規定しているが、一般的に侮辱を犯罪と規定する同法典第 185 条以下で対応は可能であるとの見解に基づき、第 103 条を廃止する「外国の国家に対する犯罪行為を改革する法律」（BGBl. I S.2439）が 2017 年 7 月 21 日に公布され、2018 年 1 月 1 日に施行された。同法制定のきっかけは、2016 年 3 月のテレビ番組でトルコのエルドアン大統領に対する風刺詩が披露され、同大統領に告発されたことである。4 月には、法の下での平等、報道の自由等の観点から、野党 2 会派からそれぞれ刑法典第 103 条廃止法案が連邦議会に提出された。2017 年に入って、連邦政府による同様の廃止法案も提出され、良好な外交関係の維持の観点等から同条継続を支持する法律専門家もいたが、国際法上の問題はないとされ、6 月に全会一致で連邦議会を通過し、7 月に成立した。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/795/79587.html>

【ドイツ】競争登録簿の導入及び競争制限禁止法の改正のための法律

2016 年 4 月 18 日施行の調達法現代化法（BGBl. I 2016 S.2739）によって、経済犯罪（特に汚職）を犯した企業は、公共調達から排除されることとなり、調達手続を行う公的機関は、企業の違法行為の有無を調査しなければならなくなった。このため、企業の違法行為を連邦全体で統一的に記録するデータベース「競争登録簿」を、連邦カルテル庁に設置することを規定する法律（BGBl. I 2017 S.2739）が、2017 年 7 月に制定された（7 月 28 日公布、一部を除き翌 29 日に施行）。同法第 1 条（Artikel）で新たに制定された競争登録簿法は、第 1 条（競争登録簿制度の設立）、第 2 条（登録要件）、第 3 条（登録内容）、第 4 条（通知）、第 5 条（登録前の意見陳述機会）、第 6 条（契約主の照会義務；排除に関する決定）、第 7 条（期限後の登録削除）、第 8 条（企業の自主的是正に基づく早期登録削除；料金と費用）、第 9 条（電子データ送信）等、全 12 条から成る。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/808/80873.html>

【スイス】甲殻類等の生存環境改善のための動物保護法改正

甲殻類は、複雑な神経系を持ち、痛みや苦しみを感ずるとする最近の研究を受けて、2018年1月10日、動物保護法が改正された。以前から動物保護法で定められていた生きた魚の氷水中又は氷上での輸送禁止、残酷な方法での動物の殺傷禁止の条項が甲殻類にも適用されることとなった。生きた甲殻類は、自然な環境で輸送しなければならない。また、これまでロブスター等に用いられていた、生きたまま熱湯に入れる調理法が禁止され、絶命させる前に電気刺激又は中枢神経の破壊により気絶させなければならない。この規定は、家庭での調理にも適用される。その他、改正法は、小型動物の生存環境改善のため、犬の遠吠え防止装置の使用禁止や、犬の違法繁殖の規制も定めている。また、移動式遊園地など動物を扱う催しについて、訓練を受けて十分な知識を持つ者が動物の世話をを行うこと、ストレス反応を示した動物の使用は直ちに切りやめることが定められた。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20080796/index.html>**【ロシア】消費者ローン利用者の保護に関する法改正**

2018年3月7日連邦法第53号「ロシア連邦の個別の法令の改正について」が施行された。同法によって2013年12月21日連邦法第353号「消費者ローンについて」第10条が改正され、消費者ローンの利用者が電子決済手段（クレジットカード等）を使用して金融機関との取引を行った場合、当該金融機関は毎回の取引終了後、当該利用者の借入残高及び借入上限額を利用者本人に通知することが義務付けられた。従来、ロシアの金融機関には借入残高及び借入上限額に関する通知義務が存在せず、このためにローン利用者が支払能力以上の借入れを行って破産に追い込まれる事態が頻発していた。今回の法改正はこのような事態を回避することを目的としている。ロシアではソ連崩壊後にクレジットカードの普及が進み、2017年にはクレジットカードの利用額が対前年比37%増の5兆6800億ルーブル（約10兆792億円）に達した。

前海外立法情報課・小泉 悠

・ <http://kremlin.ru/acts/news/57014>**【ロシア】動物虐待防止に関する法律の改正**

2018年3月7日連邦法第54号「動物虐待の防止に関連してロシア連邦法「狩猟及び狩猟手段の保有並びにロシア連邦の個別の法令の改正について」を改正する法律」が施行された。同法により、狩猟に関する基本的な法律である2009年7月24日連邦法第209号「狩猟及び狩猟手段の保有並びにロシア連邦の個別の法令の改正について」が改正され、動物虐待に相当する方法で猟犬の訓練及び調教を行うことが禁止された。猟犬は身動きが取れる環境で人が用意した餌を用いて飼育しなければならないと規定され、猟犬を狭い場所に閉じ込めたり、餌を与えない等の行為が禁止された。また、猟犬の訓練及び調教は許可制となり、政府機関で登録を行った法人又は個人企業のみが特定の施設で実施しなければならなくなった。ロシアでは2017年12月にもロシア連邦刑法典が改正され、動物虐待の定義が拡大されるとともに、罰則が強化されている。

前海外立法情報課・小泉 悠

・ <http://kremlin.ru/acts/news/57015>

【韓国】帰化要件の強化と国民宣誓・帰化証書等授与制度の新設

韓国の国籍法では、帰化について、①一般帰化、②簡易帰化（父又は母が韓国人であった者等）、③特別帰化（優秀な外国人等）の3つの類型が規定されている。2017年12月19日、同法が改正され、帰化要件が強化された（2018年12月20日施行）。これまで、①については、5年以上継続して大韓民国に住所を有すること等の帰化要件が定められていたが、法改正により、永住資格を有することが追加された。また、国家安全保障等を損なわないことが、全ての帰化類型の帰化要件に追加された。さらに、全ての帰化類型の帰化要件となっている品行方正について、これまではその具体的な内容が規定されていなかったが、法改正により下位法令で規定することが明記された。なお、今回の法改正では、帰化する者が、新たに国民の一員となることに誇りを持てるよう、国籍取得前に国民宣誓を行い、帰化証書等の授与を受ける制度も新設された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_B1E6G1P1T3D0D1N0M0G5U5Z7I0E2Q4

【韓国】インターネット依存症の予防教育の強化

インターネット依存症（以下「ネット依存症」）が社会問題となっている韓国では、幼稚園から大学までの各機関の長に対し、年に1回以上、ネット依存症の予防教育を実施することが義務付けられている（国家情報化基本法第30条の8第2項）。最近のスマートフォンの急速な普及により、乳幼児を含む青少年のネット依存症の一層の増加が懸念されることから、2018年2月21日、同法が改正され、予防教育の強化が図られた（同年8月22日施行）。今回の法改正により、予防教育が義務付けられる機関に保育園が追加され、小学校から高校までの機関については、義務的予防教育の回数が、年1回以上から半年に1回以上に増やされた（同条第2項）。また、科学技術情報通信部（部は省に相当）長官が各機関の予防教育の実施結果を毎年点検し、不十分な機関に対して管理者特別教育等の必要な措置を講じる規定も新設された（同条第3項及び第4項）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1K7L1L1J2K9V1Y9Z0D3A2I9V9Y1V3

【シンガポール】たばこ規制法の改正

2017年11月7日、たばこ（宣伝及び販売規制）法の一部改正法案が国会で可決され、12月7日、大統領の署名を経て成立した（Act No.46 of 2017）。改正の主な目的は、喫煙年齢の引上げによる若者の喫煙機会の削減、有害たばこ製品及びたばこ模造品の規制強化である。改正法により、①たばこ製品の提供、使用、所持、購入の法定年齢が、18歳以上から段階的に21歳以上に引き上げられ（2019年1月以降は19歳以上、2020年1月以降は20歳以上、2021年1月以降は21歳以上。）（第2条(c)、第3条、第4条）、②「購入」の定義にオンライン取引による購入が含まれ（第2条(d)）、また、③嚙（か）みたばこ、水たばこ等の有害たばこ製品並びに電子たばこ及びたばこに似た菓子・玩具等のたばこ模造品について、輸入、販売の禁止に加え、所持、購入、使用が禁止された（第6条、第7条）。なお、②③については、2018年2月1日から施行されている。

関西館アジア情報課・大西 啓子

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/46-2017/Published/20171213?DocDate=20171213>